
2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF） 地域連携フォーラムの概要について

2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）



2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）

- 2010年の生物多様性条約第10回締約国会合（CBDCOP10@愛知）の際に設置された産民官からなる**国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）**において普及啓発・発信を行っていたが、2021年10月までにその設置期限を迎えた。
- その後継組織として11月から新たに**2030生物多様性枠組実現日本会議（Japan Conference for 2030 Global Biodiversity Framework）**を設置。
- UNDB-Jとして10年間活動してきた課題等を踏まえ、マルチステークホルダーの連携の場という従前の目的を維持しつつ、さらなる活動の活性化に向けて、下部組織を設けることとした。

<J-GBFの全体構造>

総会（※現行の委員会を継続）

：委員全員の参加

幹事会（継続）

**ビジネス
フォーラム（新）**

生物多様性に関するビジネス分野（企業等）への情報提供や関心向上に向けた**経済3団体**を中心とするフォーラム

**地域連携
フォーラム（新）**

生物多様性自治体ネットワーク等と連携し、自治体の現場の生物多様性への知見共有や具体的取組を促すフォーラム

**行動変容WG
（新）**

マルチステークホルダーによる、ナッジやポイント制度等を活用した、市民や企業等の行動変容を促す取組を議論・検討する会議体

➤ **下部組織を設け、主流化に向けた具体的取組を進める。**

地域連携フォーラムの概要

- J-GBFでの活動の一環として、下部組織として地域連携フォーラムを設置する。
- 活動にあたっては、設置要綱を定める。

＜J-GBF設置要綱＞

（その他の下部組織）

第7条 本会は、総会の了承を得て、必要に応じて下部組織を設置することができる。

2. 下部組織の運営については、それぞれの下部組織の定めるところによる。



「生物多様性保全地域連携フォーラム」設置要綱 <抜粋>

（目的）

・本フォーラムは、ポスト2020生物多様性枠組等の国際目標や、関連する国内戦略等の達成等、生物多様性の主流化のための、特に地域に関わる取組についての情報共有や議論を行うことを目的とする。

- 引き続き、一般公開を前提として、年1回程度の開催を実施する。

地域連携フォーラム設置要綱(1)

「生物多様性保全地域連携フォーラム」設置要綱

(生物多様性保全地域連携フォーラムの設置)

第1条 「2030生物多様性枠組実現日本会議」設置要綱第7条第1項に基づき、2030生物多様性枠組実現日本会議の下部組織として、「生物多様性保全地域連携フォーラム」（以下、「本フォーラム」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本フォーラムは、ポスト2020生物多様性枠組等の国際目標や、関連する国内戦略等の達成等、生物多様性の主流化のための、特に地域に関わる取組についての情報共有や議論を行うことを目的とする。

(組織等)

- 第3条 本フォーラムは、2030生物多様性枠組実現日本会議委員及び第2条の目的を達成するために専門的知見を有する者等の中から事務局が指定する者で構成する。
2. 本フォーラムの開催及びその議題については、事務局が2030生物多様性枠組実現日本会議委員に事前に通知するとともに、対外的に広く参加を求めることができるものとする。
 3. 本フォーラムの結果については、フォーラム開催後の直近の2030生物多様性枠組実現日本会議総会において、事務局から報告を行うものとする。

地域連携フォーラム設置要綱(2)

(事務局)

第4条 本フォーラムの事務局は、環境省自然環境局生物多様性主流化室内に置く。本フォーラムに関する庶務は、事務局が行う。

(経費)

第5条 本フォーラムの運営及び実施事業に関する経費は、環境省の支出及び一般からの寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

(設置要綱の改正等)

第6条 本要綱を改正する場合は、事務局から2030生物多様性枠組実現日本会議へ報告する。
2. この要綱に定めるもののほか、本フォーラムの運営等に関して必要な事項は事務局が定める。

付則

(施行期日)この要綱は、令和4年3月22日から施行する。